

## 2) 騒音

「騒音規制法」(昭和46年法律第98号)により騒音を防止する必要性がある地域内において規制が定められているとともに、道路交通騒音に係る要請限度が定められています。

## (1) 特定工場の規制基準

特定工場の稼動に伴い発生する騒音については、「騒音規制法」に基づく規制基準が表17に示すとおり定められています。

表17 特定工場等において発生する騒音の規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間 (7時から20時まで)	朝(5時から7時まで) 夕(20時から22時まで)	夜間 (22時から5時まで)
第1種区域	50 dB	45 dB	40 dB
第2種区域	60 dB	50 dB	45 dB
第3種区域	65 dB	60 dB	50 dB
第4種区域	70 dB	65 dB	55 dB

備考：1. 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域の区分は次のとおりである。  
 第1種区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域  
 第2種区域：第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種居地域、市街化調整区域  
 第3種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域  
 第4種区域：工業地域  
 2. 第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね50メートルの区域における当該基準は、当該各欄に掲げる値から5デシベルを減じた値とする。  
 ・「学校教育法」(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校  
 ・「児童福祉法」(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所  
 ・「医療法」(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの  
 ・「図書館法」(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館  
 ・「老人福祉法」(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム

注) 規制基準は特定工場等の敷地の境界線における許容限度である。

出典：「特定施設等において発生する騒音の規制に関する基準について」

(昭和43年11月27日、厚生省・農林(水産)省・通産省・運輸省告示第1号)

「騒音規制法に基づく騒音の規制地域、規制基準等」(昭和61年4月1日 岡山県告示第349号)

## (2) 建設作業音の規制基準

建設作業に伴い発生する騒音については、「騒音規制法」に基づく規制基準が表 18 に示すとおり定められています。

表 18 特定建設作業騒音の規制基準

No.	作業区分	規制基準	作業禁止時間		連続作業限度期間		作業休止日
			第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域	
1	くい打機、くい抜機又はくい打	85dB 以下	19 時から 翌日 7時まで	22 時から 翌日 6時まで	6 日	日曜日 その他 の休日	
2	くい抜機を使用する作業						
3	さく岩機を使用する作業						
4	空気圧縮機を使用する作業						
5	コンクリートプラント又はアスファルトプラント を設けて行う作業						
6	バックホウを使用する作業						
7	トラクターショベルを使用する作業						
8	ブルドーザーを使用する作業						
※1 日の作業限度時間			10 時間	14 時間			
備考：第1号区域及び第2号区域は次のとおりである。							
1. 第1号区域							
第1種区域（第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域）として定められた区域							
第2種区域（第1種中高層住居専用地域、第2種中高層低層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、市街化調整区域）として定められた区域							
第3種区域（近隣商業地域、商業地域及び準工業地域）として定められた区域							
第4種区域（工業地域）として定められた区域のうち次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね80メートルまでの区域							
・「学校教育法」（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校							
・「児童福祉法」（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所							
・「医療法」（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの							
・「図書館法」（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館							
・「老人福祉法」（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム							
2. 第2号区域							
1. 項に掲げる区域以外の工業地域							

注) 1. 規制基準は特定建設作業場所の敷地境界線で適用する。

2. ※1 日の作業限度は、騒音基準を超える騒音を発生する特定建設作業について勧告又は命令を行うにあたり、※欄に定める時間から4時間まで短縮させることができる。

3. この基準には、災害その他非常事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合などの適用除外が設けられている

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準について」（昭和43年11月27日、厚生省・建設省告示第1号）

「騒音規制法に基づく騒音の規制地域、規制基準等」（昭和61年4月1日 岡山県告示第349号）

## (3) 自動車騒音の要請

自動車については、「騒音規制法」に基づき指定地域内の道路交通騒音の要請限度が表 19 に示すとおり定められています。

表 19 自動車騒音の要請限度

区 分		a 区域		b 区域		c 区域
		1 車線	2 車線以上	1 車線	2 車線以上	1 車線以上
昼 間	6:00~22:00	65dB	70dB	65dB	75dB	75dB
夜 間	22:00~6:00	55dB	65dB	55dB	70dB	70dB
また、上記区域のうち、幹線交通を担う道路に近接する区域については、次の要請限度値を用いる。						
昼間：75dB / 夜間：70dB						
備考：a 区域、b 区域、c 区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として倉敷市長が定めた区域をいう。						
a 区域：騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する地域等の指定について（平成 14 年倉敷市告示第 135 号）により指定された地域（以下、指定地域という。）のうち第 1 種区域及び第 2 種区域のうちの第 1 種中高層住居専用地域並びに第 2 種中高層住居専用地域として定められた地域。						
b 区域：指定地域のうち第 2 種区域として定められた区域のうち第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び用途地域として定められた区域以外の地域。						
c 区域：指定地域のうち第 3 種区域及び第 4 種区域として定められた区域。						

注) 1. 幹線道路を担う道路に近傍する区域とは、2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15m、2 車線を越える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20m までの範囲をいう。

2. 値は等価騒音レベル (LAeq) である。

出典：「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成 12 年 3 月 2 日，総理府令第 15 号）

「騒音規制法に基づく騒音の規制地域、規制基準等」（昭和 61 年 4 月 1 日 岡山県告示第 349 号）